

# 電子契約活用の広がり と 課題について

2019年9月12日

日鉄ソリューションズ株式会社  
ITインフラソリューション事業本部  
営業本部 デジタルプラットフォーム営業部  
CONTRACTHUB営業推進グループ

# ■ 会社概要



**設立と経緯**

- 1980年10月 設立
- 2001年 4月 新日鉄EI事業部と新日鉄情報通信システム(ENICOM)を事業統合
- 2002年10月 東京証券取引所 市場第一部に株式を上場
- 2019年 4月 日鉄ソリューションズ株式会社に社名変更

**規模**

- 資本金 129億5千2百万円
- 売上高 連結 2,653億円
- 従業員数 連結 6,434名

(2019年3月期)

**事業内容**

経営及びシステムに関するコンサルテーション  
情報システムに関する企画・設計・開発・構築・運用・保守及び管理  
情報システムに関するソフトウェア及びハードウェアの開発・製造  
並びに販売及び賃貸  
ITを用いたアウトソーシングサービスその他各種サービス

**日鉄ソリューションズ株式会社**

(東証1部: 2327)

東京都中央区新川二丁目20番15号  
Tel.03-5117-4111 (代)

## グループ会社

### 国内子会社

- 北海道NSソリューションズ株式会社
- 東北NSソリューションズ株式会社
- 株式会社NSソリューションズ東京
- 株式会社NSソリューションズ中部
- 株式会社NSソリューションズ関西
- 九州NSソリューションズ株式会社

- NSSLCサービス株式会社
- NSフィナンシャルマネジメント  
コンサルティング株式会社
- 株式会社金融エンジニアリング・グループ
- 株式会社ネットワークバリューコンポネッツ

### 海外子会社

- 日鉄軟件(上海)有限公司 (93.8%)
- NS Solutions USA Corporation
- NS Solutions Asia Pacific Pte. Ltd.
- Thai NS Solutions Co.,Ltd.
- NS Solutions IT Consulting Europe Ltd.
- PT. NSSOL SYSTEMS INDONESIA
- PT. SAKURA SYSTEM SOLUTIONS

### Joint Venture

- エヌシーアイ総合システム株式会社 (51%)
- 日鉄日立システムエンジニアリング株式会社 (51%)

(注) 持株比率は括弧内で明示したものを除き100%

- 氏名・所属

- 日鉄ソリューションズ株式会社 ITIS事業本部 営業本部  
デジタルプラットフォーム営業部 後藤 哲矢

- 本日の報告内容

- 2013年よりクラウド型電子契約プラットフォームをベンダーとして提供しており、その利用は急速に拡大している。
  - pdfベースの電子契約及びそれに伴うリモート署名とタイムスタンプの使用が増加中
- 契約書の電子化にあたってユーザー企業の法令遵守の懸念へのアドバイスを求められることもあり、相談事項は多岐に渡る。
  - 弁護士、税理士、電子署名やタイムスタンプなどの各分野のエキスパートから成る電子契約の専門チーム“Team e-Con”が対応
- 上記の経験からユーザー企業がどのような点に懸念を抱くかの事例をご紹介します、電子化やトラストサービスの普及に当たって必要と考えること（制度化）をお伝えしたい

# ■ 弊社電子契約ビジネスの経緯



2009 社内ビジネスコンテスト表彰



2012 自社導入社長表彰



ASP・SaaS部門  
支援業務系グランプリ  
連続受賞  
(2014,2015,2017)

現在180社  
以上が導入

180社

100社

60社

2015年7月  
第1回  
ユーザー会

2016年2月  
第2回  
ユーザー会

2013年12月



サービス開始

1社

2社

5社

35社

2010 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019

2010年1月  
NSSOL自社利用開始

2012年2月  
外販第1号ユーザ

2014年4月  
2014SSリリース

2014年7月  
ライトパックリリース

2017年1月  
第3回  
ユーザー会

2019年1月  
第4回  
ユーザー会

自社構築・  
運用期間

サービス化に  
向けた準備

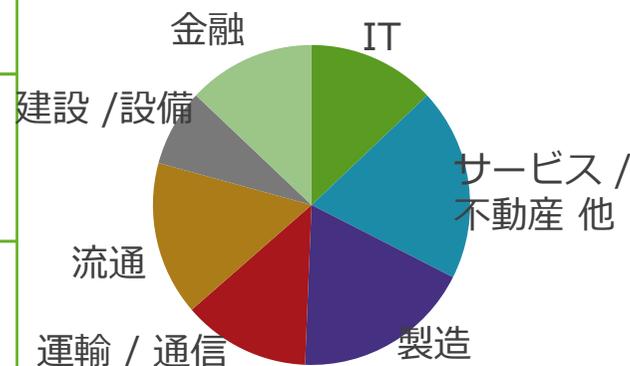
サービス展開拡大

# CONTRACTHUBビジネスの状況

◆ 2013年リリース以来サービスオーナー 180社取引先 60,000社以上の導入実績

<p>金融</p>	
<p>サービス / 不動産 他</p>	
<p>製造</p>	
<p>運輸 / 通信</p>	
<p>流通</p>	
<p>建設 / 設備</p>	
<p>IT</p>	

● 導入企業の業界別割合



# 電子契約の市場動向

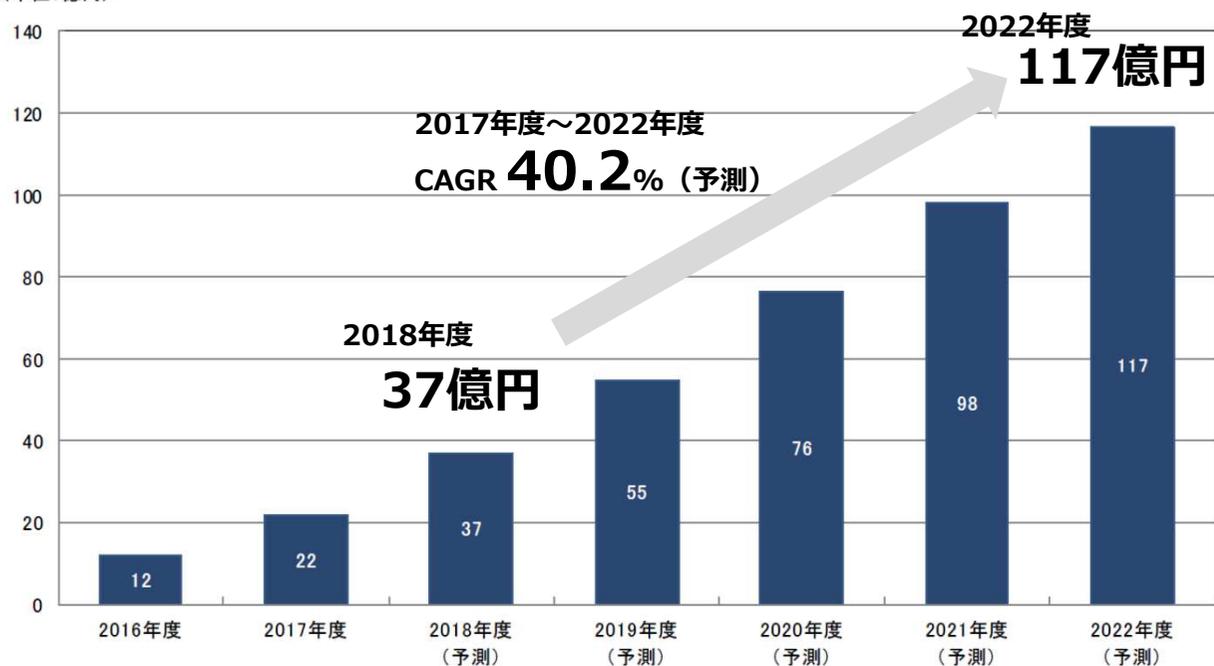
図表7-2-5 電子契約サービス市場規模推移および予測（2016～2022年度・売上金額）

	2016年度	2017年度	2018年度 (予測)	2019年度 (予測)	2020年度 (予測)	2021年度 (予測)	2022年度 (予測)	CAGR (2017～2022)
--	--------	--------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------------

市場規模（単位：百万円）

電子契約サービス	1,200	2,150	3,680	5,460	7,620	9,800	11,660	40.2%
前年度比	---	179.2%	171.2%	148.4%	139.6%	128.6%	119.0%	

（単位：億円）



出典：ITR

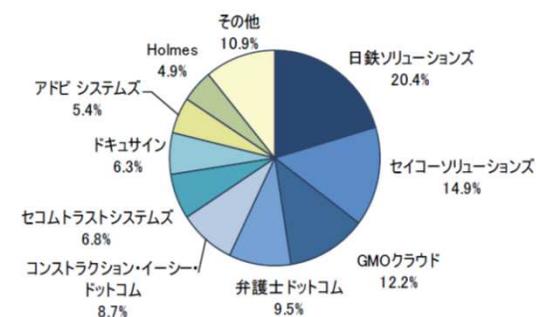
ITR Market View

ECサイト構築／CMS／SMS送信サービス／電子契約サービス市場2019 から引用

電子契約全体のマーケットは本格的な市場形成期、今後もさらに成長が期待されている状況

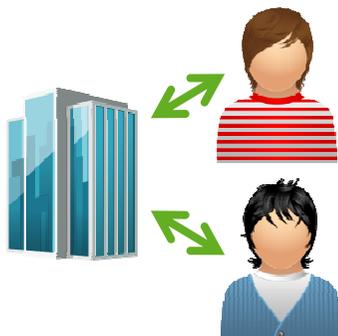
- BtoB中心に導入が進んできたが2～3年前からBtoCが一気に増加
- 建設業界から普及が進んだが、現在は不動産、サービス、金融、流通など幅広く導入が進む

電子契約サービス市場ベンダー別売上金額シェア（2018年度予測）



# 電子契約の利用拡大と課題例

## 適用業務の拡大



BtoBからBtoCまで幅広い用途での利用が拡大  
⇒企業間、企業対個人の契約/調達/営業の様々な領域での適用に拡大

### 【課題例】

- ・顧客法務部門のトラストサービス理解と認知は依然高くない
- ・導入企業は増加し、適用業務は拡大しているが、電子化実現は依然として全体のごく一部

## 各業界での導入



金融での住宅ローン契約、不動産での建設/賃貸/管理業務委託契約などに電子契約導入が進む  
⇒業界個別のニーズを反映した案件が急増

### 【課題例】

- ・導入時には建業法など業法での適法性を各社が個別検討
- ・全ての電子契約化には、宅建法・マンション管理適正化法等で残る書面交付の改正検討も必要

## 本格的普及期へ



政府/関係省庁/業界団体の認識向上、電子化促進、電子契約ベンダーの急増  
⇒各業界で本格的普及期へ

### 【課題例】

- ・電子署名や電子サイン・認印の様々な方式とその解釈が乱立
- ・費用負担、手続きの課題で認定認証業務の電子証明書は普及していない。

# ■ 電子契約ビジネスの現状と課題

## ※弊社CONTRACTHUBビジネスのケース

### ● 導入企業の拡大とその課題

- 現在の導入企業は約180社及びその取引先の約60,000社（中小企業、個人事業主含む）であるが、導入企業は依然大手企業が主であり、今後中小企業への拡大が求められる。
- その際、各社が自社でリスク判断するのではなく、安心して安価に電子契約に取り組めるような制度、法改正を望む声は強い。
  - 例) CONTRACTHUBライトパックは5万/月で利用可能だが、電子署名を利用する場合の証明書コストの負担や社内の業務変更・法令チェック・ROI算定などの工数で躊躇する中小企業は多い。
  - 例) この書類は本当に電子契約化して大丈夫なのか？電子帳簿保存法や電子署名法、各業法の上ではどう判断すべきか？自社で判断できず、業界他社の動向を聞いてようやく前向きに検討始める企業も多い。

### ● 導入企業内での状況とその課題

- 導入企業においても、購買部門・営業部門の受発注・契約業務からスタートするケースが圧倒的に多く、見積書/納品・検収書/請求書などの関連文書の電子化までは進んでいない場合が多い（ペーパーレス化できているのは氷山の一角）。すなわち、さらに効率化が見込める業務への利用拡大は進んでいない。
  - 例) その際、文書の種類によっては、PDFではなく、CSVやXML等のデータにトラストサービスを付与したいとの声も強いが、それを支える仕組みや制度がない。

# CONTRACTHUBの概要



【\*補足】ワークフローシステムで社内承認・決裁された文書・帳票をCONTRACTHUBが受け取り、その後社内各部門と取引先or顧客がpdf文書で電子契約締結。その情報を必要に応じワークフローシステムに戻し、システム属性に反映（発注情報や文書内の明細情報などに直接電子署名しているわけではない）

# CONTRACTHUBの仕組み（補足）

- 電子署名の有効期間を長期署名で延長
  - ISO、ESTIなどで国際規格として定められた「長期署名」フォーマット、「PAdeS」（PDF長期署名）を標準として採用（→.pdfに電子署名する理由）
  - 10年ごとにタイムスタンプを追加して署名検証できる期間を10年、20年、30年…と延長可能
- クラウドでの利用を前提にリモート署名の機能を実現
  - ICカードタイプの認定認証業務の証明書でなく、JCAN証明書等をサーバで保管する方式を採用
- 電子証明書を使わないタイムスタンプ押印のみの「電子捺印」も利用可能
  - 適用文書と業務に応じて、電子署名と電子捺印を使い分け可能
- 電子署名・電子捺印した文書には「印影」イメージを埋め込み
  - 電子契約上必須ではないが、印刷や閲覧時の視認性を高めるためにユーザ要望が強く、機能実装。

方式	利用イメージ	本人証明	非改ざん証明	存在証明	操作ログ	コスト
電子署名		○	○	○	○	署名文書費用 (1署名文書100円 2署名文書200円) & 電子証明書取得費用
電子捺印			○	○	○	捺印文書費用 (1文書50円)* *捺印数に関わらず
非署名					○	文書登録費用 (1ファイル20円) コスト低

**注文書**

目録会社 御中

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

TEL: 03-1111-0000 FAX: 03-1111-0001

※印影のみ

品名	数量	単価	金額	税率	課税
電子捺印文書	1,000	50	50,000	0%	50,000
合計			50,000		50,000

**注文請求書**

目録会社 御中

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

TEL: 03-1111-0000 FAX: 03-1111-0001

※印影のみ

品名	数量	単価	金額	税率	課税
電子捺印文書	1,000	50	50,000	0%	50,000
合計			50,000		50,000

## ■ タイムスタンプに係るユーザの声と要望事項

### 【ユーザ企業による懸念の声】

- ①『タイムスタンプが民間の認定スキームにとどまり、国の制度ではないため、制度への認知度が高くなく導入の必要性検討に苦勞』（不動産業界、金融業界）
- ②『住宅ローンなど長期契約において、電子契約が今後とも証拠書類としての有効性が担保されるのかについての不安が生じるため、特にタイムスタンプについての根拠となる法令が欲しい』（銀行C社、モーゲージバンクD社）
- ③『工事契約の電子契約推進において、大小様々な取引先にその信頼性と建設業法含めた適法性を理解してもらうため全国各拠点で説明会実施が必要』（不動産A社、流通小売B社）

### 【ユーザ企業による懸念の声に対する現在の対応】

- ①'および② Team e-Conが、データ通信協会による認定を受けているサービス事業者の発行するタイムスタンプであれば問題が無いとアドバイス実施
- ③'電子署名とタイムスタンプの組み合わせによる非改ざん性担保などにつき、取引先説明会での資料作成支援や同行説明、「電子契約ハンドブック」の配布などで導入企業を支援

### 【政府への要望事項】

- ①''および②''タイムスタンプの認知度を高め、国の仕組みとして制度化（法制化）してほしい。
- ①''および③''様々な電子署名（認定認証、特定認証、電子サイン etc.）とタイムスタンプの組み合わせにより、どのような証拠力、適法性が担保されるかの指針を明示してほしい

# ■ eシールに係るユーザの声と要望事項

## 【ユーザ企業による懸念の声】

- ①電子証明書が個人に紐付けられているため、毎年の役職人事異動タイミングで大量の新規申請が必要で費用も工数もかかり、導入促進の障壁になっている。（JR西日本、エディオン、他多数の企業）
- ②電子契約に関連する各種法令が複雑で、適法性など解釈が分かれることも多く、取引先各社からの質問対応と電子証明書利用の合意取得が大変。企業によっては、過去の認定認証前提の社内規程なども見直し必要となるので導入には手間がかかる。（全業界）

## 【ユーザ企業による懸念の声に対する現在の対応】

- ①'現行の法制度では避けられないことをご理解いただき、異動時期に混乱が生じないように運用でカバーするか、システム利用上の工夫などのアドバイス実施。
- ②'時にはユーザ企業が関係省庁に直接確認実施（最終的にはユーザ企業自身で判断）

## 【政府への要望事項】

- ①''現在は電子署名法に規定のある個人名の証明書を用いているが、紙の契約書では部署印・役職印と呼ばれるものが用いられている。電子署名でもそれに相当する機能を持つものを法的に位置づけてほしい。
- ②''各企業の電子契約導入の促進と利用範囲拡大に向け、組織や法人に対して発行された電子証明書を用いて行う電子署名（eシール）を制度化してほしい。

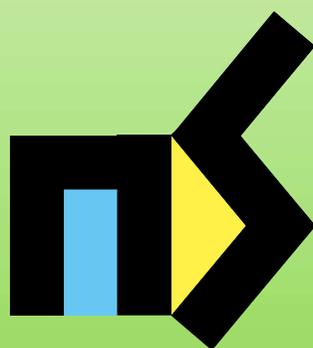
## ■ まとめ（国に対する要望）

### 【タイムスタンプ】

- タイムスタンプの認知度を高め、国の仕組みとして制度化（法制化）してほしい。
  - 様々な電子署名（認定認証、特定認証、電子サイン etc.）とタイムスタンプの組み合わせにより、どのような証拠力、適法性が担保されるかの指針を明示してほしい。

### 【eシール】

- 現在は電子署名法に規定のある個人名の証明書を用いているが、紙の契約書では部署印・役職印と呼ばれるものが用いられている。電子署名でもそれに相当する機能を持つものを法的に位置づけてほしい。
  - 各企業の電子契約導入の促進と利用範囲拡大に向け、組織や法人に対して発行された電子証明書を用いて行う電子署名（eシール）を制度化してほしい。



NS Solutions

# 創造 信頼 成長

日鉄ソリューションズは、情報技術のプロフェッショナルとして、真の価値の創造により、お客様との信頼関係を築き、ともに成長を続け、社会の発展に貢献していきます。

(本資料ご利用にあたっての注意事項)

- 本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源に基づいて作成していますが、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。お客様におきましては、本資料をご参照の上、お客様の業務を把握する専門家にご相談されることをお奨めします。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での弊社もしくは執筆者の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。

- NS(ロゴ)、NSSOL、NS Solutions、CONTRACTHUB、CONTRACTHUB@absonne(ロゴ)、FINCHUB@absonne (ロゴ) は、日鉄ソリューションズ株式会社の登録商標です。
- KENCHUB@absonne (ロゴ) は日鉄ソリューションズ株式会社の商標です。
- その他本文記載の会社名及び製品名は、それぞれ各社の商標又は登録商標です。